

審 第 1 9 0 8 号
答 申 第 1 9 9 号
平成 3 0 年 1 月 1 2 日

千葉県公安委員会
委員長 佐 藤 健 太 郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 7 年 8 月 1 9 日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 1 8 2 号

平成 2 7 年 5 月 2 8 日付けで審査請求人から提起された、自己情報不開示決定（平成 2 7 年 3 月 3 0 日付け〇〇警発第〇〇〇号）に係る審査請求の裁決について

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成27年3月30日付け〇〇警発第〇〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、平成27年3月17日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年〇月〇〇日以来 〇〇警察署の〇〇警察官が、私に関して作成した文書の一覧表」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件請求に対し、開示請求に係る個人情報を記載した行政文書は作成しておらず、保有していないことを理由として、条例第21条第2項の規定により、本件決定を行った。
- （3）これに対し審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会に対し、平成27年5月28日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）本件審査請求を受けて、条例第46条第2項に規定する諮問実施機関となる千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）は、同条第1項の規定により、平成27年8月19日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問（以下「本件諮問」という。）した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書及び意見書において、おおむね次のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

審査請求人の正当さを示すため。

イ 審査請求の理由

（ア）本件決定に係る不開示の理由を明らかにすべきである。

（イ）本件決定は公文書破棄であり、また、不開示の理由も間違っていて不当なものである。

- （2）審査請求人は次のア～ウの点についても審査請求書及び意見書に記載し

ている。

ア 審査請求人が、平成〇〇年〇月〇〇日に建造物侵入罪で逮捕され、同日から〇月〇日に〇〇警察署において釈放されるまで、留置場に留置されたと主張する事案（以下「本件事案」という。）に関し、千葉県〇〇警察署（以下「〇〇警察署」という。）等の関係機関が行った処分内容が不明であるとする点。

イ 本件事案の概要について説明し、本件事案における〇〇警察署の対応が違法であるとする点。

ウ 本件請求時の審査請求人への対応に不満があるとする点。

4 諮問実施機関の説明要旨

理由説明書において、諮問実施機関はおおむね次のとおり主張している。

（１）本件請求時の審査請求人への説明について

審査請求人に対して、仮に審査請求人に対して〇〇警察署が対応していたとしても、それに関して本件請求に係る文書の一覧表を作成していなければ決定は不開示（不保有）となる可能性が高いため一覧表の語句は削除した方が良い旨の説明を繰り返し実施したものの、審査請求人はその説明を受け入れることなく本件請求を行ったものである。

（２）対象文書の特定について

本件請求に対して、実施機関は、〇〇警察署が保有する文書について確認したところ、本件請求に係る個人情報には保有していないことが判明した。

（３）本件決定について

本件請求に係る個人情報を取得したことが確認できず、行政文書を保有していないため、条例第２１条第２項の規定により不開示とした。

（４）不開示の理由について

〇〇警察署において、本件請求内容にある警察官（以下「本件警察官」という。）について特定し確認したところ、本件請求に係る審査請求人に関する文書は作成しておらず、また一覧表も作成していないため、不開示としたものである。

（５）本件決定の妥当性について

ア 審査請求人は、審査請求に関して、開示しない理由が間違っている旨申し立てており、自己情報が記載された行政文書が存在するはずであるとして、対象文書の開示を求めていると認められる。

しかしながら、文書の不保有については、上記（４）のとおりであることから、審査請求人の主張は認められない。

イ 審査請求人は、本件事案に関して〇〇警察署の警察官等が対応した際の手続上の不明点や、審査請求人が行った本件請求の不開示理由に関する説明を求めている。

個々の事案対応における手続上の不明点があるとの請求人の申立てについては本件決定に何らの影響を及ぼすものではなく、また、不開示理由については上記（４）に説明するとおりであり、審査請求人の主張は認められない。

（６）結論

以上のとおり、本件請求に係る個人情報保有していないことは明白である。

よって、本件決定は、適法かつ妥当であり、審査請求人の主張は認められない。

５ 審議会の判断

（１）対象文書の存否について

審査請求人は、上記３（１）のとおり、本件決定の開示理由は間違っていて、不当なものであるなどと主張しているため、本件請求に係る個人情報が記録された行政文書の存否について、以下検討する。

ア 本件請求に係る開示請求書には、本件警察官が審査請求人に関し作成した文書の「一覧表」の開示を請求すると記載されているところ、諮問実施機関の説明によれば、本件請求を受け付けた際、実施機関の担当職員は、審査請求人に対し、開示請求の対象となる文書が「一覧表」に限定されるため、「一覧表」との語句を削除した方がよい旨助言したものの、審査請求人はこれに応じることなく、本件請求を行ったとのことであった。

イ 審議会において、本件事案に係る規定等を見分したところ、本件警察官に「一覧表」に相当する文書の作成を義務付ける定めはないことが認められた。

また、諮問実施機関によれば、本件諮問後、実施機関の職員が「一覧表」について探索したところ、かかる文書の存在は確認できなかったとのことである。

ウ 以上のことから、実施機関が、本件請求の対象を本件警察官が作成した「一覧表」として特定し、上記４（４）のとおり、本件警察官にも作成事実について確認した上で、本件請求の対象となる「一覧表」を保有していないとして本件決定を行ったという諮問実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらず、本件請求に係る行政文書は存在しないものと認められる。

エ なお、審査請求人が、審査請求書において本件事案で関係機関が行った処分の内容等を明らかにすべきなどと記載していること（上記３（２）ア）からすると、本件請求において審査請求人が意図するものは、「一覧表」にはとどまらず、実施機関が審査請求人の留置に関して作成した文書自体の開示を求めるものであるとも考えられるが、仮にそうであるとしても、一般に、被疑者が警察に留置される場合に作成することとされている被留

置者に係る文書については、条例第52条第2項第2号で定める刑の執行等に係る個人情報に該当し、開示請求の適用除外になるから、そのような開示請求は却下を免れず、結局のところ、請求の対象となる文書は開示されないことになる。

(2) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 8月20日	諮問書の受理
平成27年10月15日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成27年11月27日	審査請求人の意見書受理
平成29年11月28日	審議（平成29年度第7回第2部会）
平成29年12月19日	審議（平成29年度第8回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學専門職大学院法務研究科教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)